



平成30年11月16日

行田市議会議長
小林 友明 様

議会運営委員会
委員長 香川 宏行

特定事件の先進市視察結果について（報告）

去る9月定例会市議会において、当委員会に付託された特定事件について、下記のとおり先進市視察を実施したので、その結果を報告いたします。

記

- 1 日 時 平成30年11月7日（水）・8日（木）
- 2 視 察 市 静岡県裾野市議会・愛知県半田市議会
- 3 視察内容 議会基本条例について（裾野市）
議会改革について（半田市）
- 4 参 加 者 委 員 長 香川 宏行
副委員長 秋山 佳子
委 員 野口 啓造
委 員 江川 直一
委 員 野本 翔平
委 員 高橋 弘行
委 員 加藤 誠一
議 長 小林 友明
随 行 藤井 宏美

裾 野 市 の 概 要

静岡県 の 東 部 に 位 置 し、東 は 箱 根 外 輪 山 を 境 と し て 神 奈 川 県 箱 根 町、芦 ノ 湖 仙 石 原 に、西 は 愛 鷹 連 山 を 境 と し て 富 士 市 に、南 は 駿 河 湾 ・ 田 方 平 野 を 眺 望 し て 三 島 市、長 泉 町 に 接 し、北 は 富 士 山 を 仰 ぎ み て 御 殿 場 市 に 接 し て い る。北 から 南 に か け て 緩 傾 斜 を な し 中 央 に 黄 瀬 山、東 側 に 箱 根 山 水 溪 が 流 れ、清 流 に 恵 ま れ た こ れ ら の 流 域 は 人 が 住 む う え に こ の 上 な い 適 地 と な り、平 地 は 花 き ・ そ 菜、山 地 は 杉 ・ 檜 の 栽 培 育 成 に 適 し て い る。

歴 史 に つ い て は、箱 根 山 麓 地 帯 は 縄 文 時 代、先 住 民 の 生 活 の 場 で あ り、今 で も そ の 時 代 の 土 器、屯 屋 敷 な ど が 発 見 さ れ て い る。江 戸 時 代 5 年 の 歳 月 を 費 や し た 箱 根 隧 道 が 完 成 さ れ て 芦 ノ 湖 の 水 を 利 用 す る こ と が で き、灌 漑 の ほ か 発 電 に も 利 用 さ れ て い る。明 治 2 2 年 に は 東 海 道 線 が 開 通 し、佐 野 駅 が 誕 生。須 山、富 岡、深 良、小 泉 村（の ち 泉 村 が 分 村）が で き た。昭 和 2 7 年、泉 村、小 泉 村 が 合 併 し て 裾 野 町 が 誕 生 し、昭 和 3 1 年 深 良 村 が 編 入、翌 3 2 年 に は 富 岡 村、須 山 村 が 編 入 合 併 と な り 裾 野 町 は こ こ に そ の 基 盤 が で き た。昭 和 3 7 年 三 菱 ア ル ミ ニ ウ ム 株 が 進 出、続 い て 矢 崎 部 品 株、ト ヨ タ ・ 関 東 自 動 車 工 業 株 が 工 場 を 建 設、裾 野 町 は 一 変 し て 新 た な 工 業 地 帯 を 形 成 し て 大 規 模 な 住 宅 団 地 が 設 け ら れ、め ざ ま し い 発 展 を 遂 げ、昭 和 4 6 年 1 月 1 日 に は 市 制 が し か れ た。市 制 施 行 時 の 人 口 は 3 万 1, 9 2 1 人 で あ っ た が、2 0 年 後 の 平 成 3 年 1 月 1 日 現 在 で は 4 万 9, 0 0 0 人 と 人 口 増 加 が 進 み、平 成 4 年 1 1 月 に は 人 口 5 万 人 を 達 成 し た。こ れ に 伴 っ て 宅 地 造 成、住 宅 建 設、教 育 施 設、道 路 網 の 整 備、促 進 が 進 め ら れ、昭 和 6 3 年 3 月、東 名 裾 野 イ ン タ ー チ ェ ン ジ の 開 通 に 伴 い 文 字 通 り、当 市 の 表 玄 関 と し 発 展 が 期 待 さ れ て い る。ま た、平 成 7 年 1 2 月 に 市 民 の 健 康 づ く り や 福 祉 の 充 実 に 向 け て、健 康 文 化 都 市 宣 言 を 行 っ た。

市制施行	昭和46年1月1日
面 積	138.12km ²
人 口	52,208人（平成30年10月1日現在）
議員定数	19人（平成30年10月17日現在）

◎議会運営について

1 議員定数・会派別議員数等

○条例定数 19人（現員数19人）

○会派別 はやぶさ5人 未来すその5人 かがやき4人 公明党2人
日本共産党2人 無会派1人

2 議会構成

○常任委員会

総務常任委員会 7人

厚生文教常任委員会 6人

産業建設常任委員会 6人

予算決算常任委員会 19人（全議員）

○議会運営委員会 8人

3 議員に係る給付

○行政視察旅費 常任委員会 1人当たり 106,000円／年
議会運営委員会 1人当たり 65,000円／年

○政務活動費 1人当たり 22,500円／月

4 議員報酬

議長 385,000円／月 副議長 345,000円／月 議員 325,000円／月

5 一般質問

○質問方式 総括方式又は一問一答方式の選択制

○質問時間 30分以内（答弁時間を含まない）

○質問回数 制限なし（総括方式の場合3回）

○質問提出期限 3、9月定例会は告示日前々日の午後5時まで

6、12月定例会は告示日の9日前の午後5時まで

◎議会改革の取り組みについて

議会基本条例

(1) 基本条例制定の経緯・背景

○基本条例制定までの取り組み

平成 22 年 4 月	当時の議長より議会運営委員会へ、議会基本条例について協議することの諮問
5 月～8 月	委員会を 7 回開催
8 月	議会運営委員会委員長より、議長へ答申が提出される。 「議会基本条例の制定は必要、制定に向けた体制作り、その他の例規の見直し」
12 月	12 月議会において議会改革等検討特別委員会を設置
平成 23 年 1 月～	特別委員会を 13 回開催（議会改革について）
10 月	議長から市長へ、議会改革に係わる協議事項の申し入れ（要望）を提出
平成 24 年 3 月～	市長から議長へ、議会改革に係わる協議事項に対する回答
8 月	特別委員会を 29 回開催（議会基本条例について）
7 月	市民説明会を開催（生涯学習センター、市役所地下会議室）
7 月～8 月	議会基本条例（案）に対するパブリックコメントを実施
9 月	議会基本条例案を 9 月議会へ上程し、全議員の賛成により可決
10 月 1 日	議会基本条例を公布
平成 24 年 9 月～	別委員会を 10 回開催（各種規程、決定事項などについて）
平成 25 年 2 月	・ 議会報告会実施要綱の制定 ・ 政策討論会設置要綱の制定 ・ 政治倫理規程の制定 ・ 会派代表者会議規程の制定 ・ 議会だより編集委員会規程の制定 ・ 議会運営に関する決定事項の改正 ・ 申し合わせ事項の改正

平成 25 年 4 月 1 日 議会基本条例を施行

○基本条例制定の目的

地方分権時代、地域主権時代を迎え、住民にとって身近な行政は、できる限り地方が行うこととし、国は地方公共団体の自主性と自立性を十分に確保することとしている。

議会は、こうした時代変革を認識し、二元代表制の一翼を担う合議制の機関として、議会とはどうあるべきかの議論を行い、さまざまな議会運営の改革と改善に取り組んできた。多様化する市民ニーズを的確に把握した政策提案、積極的な情報公開、公平性、公正性及び透明性の確保、政策活動への市民参加の推進、議会・議員活動を支える体制の整備などの取り組みを今後も持続的に進める必要がある。

これらの取り組みを実現し、市長との健全な緊張関係を保ちながら、市民に対して開かれた身近な議会を目指した具体策を議会基本条例に定めるため制定した。

(2) 協議事項・協議結果

① 市民への情報公開の推進

本会議、常任委員会、特別委員会、全員協議会を原則公開
議会報告会、意見交換会の実施
議会だよりの充実
本会議の庁舎内放送
障がい者、子連れの方への対応
広報無線での議会日程の放送
市ウェブサイトへの議会日程、一般質問、審議結果の掲載

② 議会内、議員間の論議の推進

本会議、委員会での自由討論、質疑、討論の重視
議員による政策討論会の実施
議員勉強会の実施

③ 市長・執行機関との良好な緊張関係の構築の推進

一問一答方式の採用

反問権

地方自治法第96条第2項議決事件

重要政策の説明要求

- ④ 関係例規・申し合わせ事項の見直し、議会基本条例制定の推進
条例内容に合わせ要綱等を制定

(3) 制定後の市議会の変化等

条例を制定し明文化したことにより、議員・議会がより市民の目や声を意識するようになった。

(4) 住民の反応

○条例制定前に市民説明会、パブリックコメントを実施

(市民からの意見)

- ・全体の感想として「市民と共に」ということが感じられた。
- ・一問一答方式はわかりやすくなる。
- ・説明会への集まりが少ない。様々な広報をしてほしい。広く市民の耳に届くようにしてほしい。
- ・地方分権が広まっていく中で基本条例は必要
- ・条例が単なる作文に終わらず、今後に活かしてほしい。
- ・議員の政策立案と実行を楽しみにしている。
- ・条例制定は非常に大きな一歩であり、今後に期待したい。
- ・市民との対話を重ねることで、透明性・開かれた・分かりやすい議会となる。
- ・議会についてあまり理解していない市民は多い。もっと議会側もPRしてほしい。
- ・なぜ条例が必要かわからない。

(5) 課題等

議会基本条例施行後の所期の目標達成についての検証不足
条例内の機能しなかった内容等についての振り返り、対策

議会報告会等での市民との意見交換内容を基にした政策立案、政策提言に至る過程構築

◎主な質疑等

Q：議会基本条例（10 条 1 項 3 号）に「執行機関の主宰する審議会等に参加しない」とあるが、公開される会議への個人的な傍聴は、条文に抵触しないという解釈でよいのか。

A：本来議案として審議をして、可否を表明すべき議会議員が、執行部の提出議案を諮問するような場へ出席しているのはおかしいのではないかということ。必要ならば議員として提出された議案を審査すべき。

Q：議会報告会の実施要綱（2 条）で「年 1 回以上」とあるが、直近の具体的な実施状況は。

A：5 月中旬に議会だよりをメインに説明する。ここ 2 年は、会場は市役所で、土曜日の日中に報告会、その後意見交換会を行っている。地域へ出向いて開催すれば参加者は増えるだろうが、育児中のお母さんが来られるように日中にしたが、空振りとなってしまった。

Q：議会だよりの紙面が、議員ごとではなく、テーマごとの編集になっているようだが、議会基本条例との関わりで変えてきたのか。

A：市民が見て、誰が質問したかということより、何がどう変わるのかが分かりやすいことが優先されるべきではないか、ということを編集委員会で検討した結果である。市民が興味のある分野を見るところに変わった。県議会だよりを模しているというところもある。

Q：課題、見直しにはどんなことがあるか。

A：政策討論会など取り組んでいないものがある。政策提案まで持って行くことができていない。条例制定時に立ち返り、議会機能を強化しようと気概で、これから取り組んでいくことになる。

半 田 市 の 概 要

半田市は、中部圏の中心都市名古屋市から南へ約30km、知多半島の中央部に位置し、市域の東側は衣浦湾に面している。西高東低臨海都市といった地形を生かした土地利用がなされ、臨海部はその大半が埋め立て造成され、工業地帯を形成し、中間部から丘陵部にかけて住宅地が広がっている。また、その背後地は農業地域として整備されており、稲作、畜産をはじめ、温暖な気候を利用し花き等の園芸作物が栽培されている。

歴史については、「西の宮貝塚」や「岩滑遺跡」など、縄文・弥生の遺跡が点在していることから、相当古い時代から人々の営みがあったことがうかがえる。戦国時代より天然の良港「衣ヶ浦」を利用した海運業が発達し、特に江戸時代には醸造、織物、製塩などの産業の発展とあいまって、江戸や瀬戸内地方との商取引によって発展をみた。明治19年には東海道線に先駆けて国鉄武豊線が開通し、港の機能の拡大とともに大型船が就航するなど交通網の発展をみた。また、綿紡績や醸造業などの産業が大きく飛躍し、国県の行政機関が集中し、産業、文化、行政に知多地方の中核都市としての地位を築いた。昭和12年、半田、亀崎、成岩の3町の合併により市制を施行し、現在に至っている。昭和32年衣浦港の重要港湾指定以降、港の整備や臨海工業地帯の形成が進む一方、宅地造成を始め都市施設や文教施設の整備が行われ、近年では公共下水道事業や知多半田駅前整備、半田運動公園整備事業などが着実に進められている。平成20年に景観行政団体となり、地域の特徴を生かした景観形成を推進するまちづくりを行っている。

市制施行	昭和12年10月1日
面 積	47.42km ²
人 口	119,775人（平成30年10月1日現在）
議員定数	22人（平成30年5月16日現在）

◎議会運営について

1 議員定数・会派別議員数等

- 条例定数 22人（現員数21人）
- 会派別 創造みらい半田11人 公明党3人 志民ネット2人
日本維新の会・無所属連合2人 無所属3人

2 議会構成

○常任委員会

- 総務常任委員会 8人（現員数7人）
- 文教厚生常任委員会 7人
- 建設産業常任委員会 7人

○議会運営委員会 9人

○特別委員会

- 国際化への対応調査特別委員会 9人
- 新半田病院への交通アクセス調査特別委員会 9人

3 議員に係る給付

- 行政視察旅費 常任委員会 1人当たり 90,000円／年
議会運営委員会・特別委員会 1人当たり 45,000円／年
- 政務活動費 1人当たり 150,000円／年

4 議員報酬

- 議長 545,000円／月 副議長 495,000円／月 議員 460,000円／月

5 一般質問

- 質問方式 総括方式又は一問一答方式の選択制
- 質問時間 総括方式は時間無制限、一問一答方式は60分以内（答弁時間を含める）
- 質問回数 制限なし（総括方式の場合3回）
- 質問提出期限 告示日の5日前の午後3時まで

◎議会改革の取り組みについて

○議会改革の取り組み

- 平成 19 年 議会改革 49 項目を議会運営委員会で協議決定
- 平成 20 年 議会運営委員会で議会基本条例について調査研究
引継した議会改革 10 項目を協議決定
- 平成 21 年 議会運営委員会で議会基本条例について調査研究及び制定に向け協議。議会運営委員会の下部組織として、議会基本条例検討委員会を設置し協議
- 平成 22 年 議会基本条例検討委員会から議会運営委員会へ条例案を答申
先進地の「**議会報告会**」を現地視察
- 平成 23 年 3 月定例会で議会基本条例を全会一致で議決
- 平成 24 年 補足映像資料導入検討、試行決定
タブレット端末機導入検討、試行決定
- 平成 25 年 補足映像資料の活用・タブレット端末機の使用を試行
- 平成 26 年 **ICT 機器の活用について**（補足映像資料の活用・タブレット端末機の使用）正式に決定し、実施
- 平成 27 年 事業評価の見直しを実施

【議会報告会の基本的な考え方】

「議会は、全議員の出席のもとに市民に対する議会報告会を開催して、議会の説明責任を果たすとともに、市民の意見を的確に把握する。（議会基本条例 8 条 1 項）」による。

○位置付け

- 市民への情報公開及び情報共有の場
- 議事機関としての説明責任の場
- 市民との意見交換の場
- 市民に議会について正しい理解を得る場
- 市民の議会、市政への参画の場
- 市政への民意反映の場

○あり方

- 運営（会場設営含む）は議会が行う。
- 議会活動であり議会報告会を行う際には、議員個々の意見・見解は述べない。

○内容

報告会は概ね2時間。議会報告、質疑応答、意見・提言聴取

○報告会終了後の対応

報告会の状況を市議会ホームページへ掲載

特に重要な要望、提言等は議長において取りまとめ、市長へ文書等で報告

○市民への周知

市議会だより及び市議会ホームページに掲載

ケーブルテレビによる文字放送等

各区長への案内等

【ICT「(Information and Communication Technology)：情報通信技術」機器の活用について】

情報関連機器の活用は「市民に開かれた議会」「市民にわかりやすい議会」をより一層充実させることにつなげることができる。

1 本会議における補足映像の活用

(1)質問時における使用方法

- ① 補足映像は、パソコンデータとしモニターに映す。
- ② 補足映像を使用する時は、映像を保存した記録媒体、もしくはプリントアウトした書面を事前に議長に提出し、議長が許可したものについて、使用できるものとする。
- ③ 権原のない図・表・写真等は出典を明記する。
- ④ 資料の使用に当たっての著作権関係の必要な手続きについては、資料の利用者が対応する。など

(2)補足映像の使用申請について

(3)使用した資料の保管について

2 本会議以外の会議における補足映像の活用

3 パソコン等の活用

(1)会議への持ち込みについて

- ① 議員及び執行部は、本会議や委員会等にパソコン等の情報端末を持ち込むことができる。
- ② 機器は使用者において用意する。

(2) 会議中の使用について

- ① 操作音、音声等周りに迷惑をかけないこと。特に機械式キーボードは使用不可とする。
- ② 会議に関係のない情報の閲覧等、誤解を招く行為はしないこと。など

◎主な質疑等

Q：どういうメンバー、体制で議会基本条例案を作成したのか。

A：平成 20、21 年に議会運営委員会のメンバーで検討委員会を組織したが、当時メンバーの中に議員で弁護士の者が 1 人いた。協議回数は月に 1 回、14, 15 回でまとまった。

Q：議会基本条例の見直しをどう考えているのか。

A：災害時対応の規定など、今後変更になる可能性がある。

Q：議会報告会の課題は何か。

A：年 2 回行っている。以前は中学校区ごとに開催したこともあったが、来られる方はいつも同じ人である。

Q：報告会の開催はどういうお知らせをしているのか。開催時間や曜日は。

A：チラシを議員の地元公民館や公共施設に置いてもらっているほか、議会だよりの中にも入れたり、区長にもお知らせしたりしている。開始は午後 7 時から、1 時間 30 分程度、平日開催である。

Q：報告会を別の形にしていく意見はあるか。

A：地域別、年代別、テーマを分けて、小さな会合というものを考えたことはある。

Q：タブレット端末の利用方法に制限はあるのか。

A：パソコンは音が出るが、タブレットは出ないので良いのではと導入した。理由は、執行部との情報量の差が圧倒的にある。インターネットにつなげることは OK で、メールのやり取りは禁止している。

Q：傍聴者の ICT 機器の持ち込みはよいのか。

A：傍聴規則があり、本会議の妨げになるものは不可。スマートフォンの持ち込みは禁止しないが、使用は認められない。

Q：平成 26 年、ICT 機器活用を決定とあるが、タブレット以外に何があるのか。

A：補足映像のことである。パネルの使用は禁止、著作権の関係等をクリアし、事前に議長に提出する手続きが必要である。